

工事等競争入札共通事項（電子入札）

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請及び入札書の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請又は入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書又は入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の（１）から（５）に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

（１）審査基準日（事前審査型の場合にあつては、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点、事後審査型の場合にあつては、入札書を提出する時点。以下この工事等競争入札共通事項（電子入札）において同じ。）時点において、敦賀市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、敦賀市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

（２）審査基準日時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（３）審査基準日時点において、「敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領」に基づく指名停止又は指名除外期間中でないこと。

（４）役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

（５）審査基準日時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。

ア 親会社と子会社の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

3 一般競争入札の資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

<事前審査型>

入札に参加を希望する者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、入札担当者の承認を得て、紙による申請書又は入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては様式第1号）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

<事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者又は総合評価落札方式を適用する工事にあつては5に規定する評価値の最も高い者（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「落札候補者」という。）は、申請書を提出し、資格の確認を受けなければならない。

ただし、落札候補者が資格の確認を受けられなかった場合は、落札候補者を落札者とせず、次順位の者に対し同様の手続を行い、資格の確認を受けられる者が出るまで、順次行う。

(2) 資格の確認の通知

確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

(3) 資料の作成

資料は次に掲げるものとする。

ア 同種同程度の工事（業務）の施工実績（様式第2号）

イ 配置予定の現場代理人及び監理技術者等資格、経歴、経験等（様式第3号）

(4) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出方法等

ア 提出方法

申請書は、電子入札システムを使用して送信する（以下「電送」という。）。

資料は入札公告の定めるところにより、電送又は郵送（民間事業者を含む。）若しくは持参（以下、「郵送等」という。）により提出する。

電送による場合、申請書等の提出は、申請書等の情報が、提出期間中に、入札担当者の使用にかかる電子計算機に備え付けられたファイルに記録された時に、提出されたものとみなす。

又、申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ敦賀市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者（敦賀市電子入札運用基準第4条第2項第1号参照）の名義で取得し、そのICカード情報を敦賀市の電子入札システムに利用者登録したものと

する。

- イ 提出場所
入札公告に記載の場所
- ウ 提出期間
入札公告に記載のとおり
- エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数
1部

(5) 資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

- ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（敦賀市の休日を守る条例（平成元年敦賀市条例第25号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面を資料の提出場所に提出しなければならない。
- ウ イの書面は持参して提出するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けない。
- エ ウの書面の提出があったときは、イに規定する提出期限の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 入札参加資格審査における配置予定技術者について

- (1) 一般競争入札（事前審査型）の場合において、入札参加資格の確認書類提出の際に申請する配置技術者については、複数名での申請を行うことも可能とする。この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までには確定すること。
- (2) 一般競争入札（事前審査型）の場合において、技術者等を専任で配置しなければならない場合については、原則として入札参加資格の確認書類提出時点で配置できる者とする。ただし、誓約書及び当該工事の契約締結日までに重複関係が解消できることを証明する書類を添付することにより、申請時点において他の工事の現場代理人や監理技術者等として配置している者を配置予定技術者としてすることができる。

5 図面等の閲覧

- (1) 設計図書等の閲覧
設計図書等は、原則として入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、設計図書等を閲覧するシステム）に掲載する。
ただし、紙入札の承認を受けた方は、工事等発注課において閲覧するものとする。
- (2) 質疑書の提出
設計図書等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した質疑書（様式第5号）を次により提出すること
 - ア 提出場所
敦賀市総務部契約管理課
 - イ 提出方法
持参により提出するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けない。

ウ 回答方法

市は、質疑書の提出があったときは、質問に対する回答の内容を入札情報サービスシステムに公表する。

6 総合評価落札方式を適用する入札の場合

(1) 評価の方法

総合評価落札方式による工事の評価の方法は、次に掲げる入札価格の区分に応じ、それぞれ次の計算方法により得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

① 入札価格が基準価格以上の場合

評価点 = 標準点 + 技術評価点

評価値 = 評価点 / 入札価格

② 入札価格が基準価格未満の場合

評価点 = 標準点 + 技術評価点

評価値 = 評価点 / {基準価格 + α × (基準価格 - 入札価格)}

ただし、係数 α は3とする。

(2) 技術資料等の提出

入札に参加を希望する者は、以下の技術資料等の中から、工事又は業務ごとに求められた資料等を提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種同程度の工事（業務）の施工実績（様式第2号）

ウ 配置予定の現場代理人及び監理技術者等資格経験等（様式第3号）

エ 技術資料提出書（特別簡易型）（様式第4号）

オ 技術資料提出書（技術提案型）（様式第4号の2）

カ 誓約書、問合せ先（様式第4号の3）

キ 技術資料自己評価申請書（特別簡易型）（様式第4号の4）

ク 技術提案（1）品質に係る提案（様式第5号）

ケ 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第6号）

コ 技術提案（3）工程に係る提案（様式第7号）

サ 工程表（様式第7号の2）

シ 技術提案（4）安全に係る提案（様式第8号）

ス 企業の技術力及び地域性・社会性（様式第9号）

セ 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）

ソ 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）

(3) 提出期間等

ア 提出期間

・技術資料

事前審査型・・・入札参加資格確認資料の提出期間と同じとする。

事後審査型・・・入札書と同時に提出する。

- ・技術資料に係る添付・確認資料

入札参加資格確認申請書の提出期間と同じとする。

イ 提出場所

入札書の提出場所と同じとする。

ウ 提出方法

技術資料及び技術資料に係る添付・確認資料は、電送又は郵送等とする。

エ 提出部数

1部

(4) 技術提案等内容の履行の確保

受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合（災害その他受注者の責に帰することができない事由による場合を除く。）の取扱いは、各号に定めるところによる。

ア 再度の施工又は修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工又は修補を行わせることが合理的であると市が認めた場合、受注者は、再度の施工又は修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額又は損害賠償請求

当該加点項目に関して受注者に再度の施工又は修補を行わせることが合理的でないと市が認めた場合は、市は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額又は当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$$

$$\text{又は 減額又は損害賠償額} = 0.05 \times C \quad \text{のいずれか大きい値}$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

ウ 工事成績評定点の減点

契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

エ 指名停止等の措置

技術提案に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると市が認めた場合、「敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

(5) 失格基準

総合評価落札方式（特別簡易型、技術提案型）においては、一定の失格基準を設け

ることとし、次に該当する者のした入札は失格とする。

ア 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者

最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が課題とかけ離れている者、課題を理解していない者をいう。

イ 技術資料及び総合評価確認資料を提出しない者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）

ウ 自己評価申請書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者又は満点を超える数値を記載した者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）

7 入札の方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。

(3) 代表者（敦賀市電子入札運用基準第4条第2項第1号参照）でない名義のICカードによる入札は無効とする。

8 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、次に掲げるところにより、工事費内訳書を提出しなければならない。

ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。ただし、7（2）に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない。

イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

(イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。

(ウ) 内訳明細表及び代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。

(2) 工事費内訳書は、入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え又は撤回をすることができない。

(3) 提出された内訳書が次のいずれかに該当するときは、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）第117条第4号に規定する入札書記載の金額が確認できない入札に該当するものとして、当該入札参加者の行った入札を無効とするほか、「敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領」に基づく措置等が行われる場合がある。

ア (1)アに規定する日時及び方法により、工事費内訳書の提出を行っていないとき。

イ 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、次に掲げる要件を満たしてい

ると確認できないとき

(7) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。

(イ) 違算及び不適切な事項の記載がないこと。

(ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

- (4) 工事費内訳書の様式は任意とするが、その記載内容は閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額及びその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。ただし、あらかじめ指定の様式とした場合は、それに従うものとする。

9 書類の保管

入札参加資格確認申請書、技術資料及び工事費内訳書等入札執行者が確認のものについては、契約担当課において保管する。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上、契約保証金は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上とし、敦賀市財務規則の規定により納付すること。

以下に掲げる場合においては、入札保証金を免除とする。免除に当たっては特に手続きを要しないが、ア、イ、ウに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

<入札保証金を免除になる者>

損害保険会社との間に、敦賀市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供した者

契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（具体的には、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）

ア 市発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間に、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 市発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間に、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しない又は契約を履行しないおそれがあると認められる者

11 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 敦賀市財務規則第117条各号に該当する入札
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (3) 当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者が行った入札
- (4) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに2の(1)から(5)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (5) 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかったものが行った入札

- (7) 設計図書等の閲覧をする前に行った入札
- (8) 確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止又は指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした入札

1.2 契約書作成の要否

1.3 契約条件

- (1) この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案及び敦賀市工事請負契約約款による。
- (2) この入札が総合評価落札方式による場合には、加点評価の対象となった技術提案の履行を担保するため、当該技術提案の内容を、契約書に特記事項として記載する。

1.4 配置予定技術者の確認に関する事項

当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、契約をしないことがあるほか「敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領」に基づく指名停止等の措置を行う場合がある。この場合において、市は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。

1.5 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年敦賀市条例第13号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。
- (2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの（共同企業体にあつてはその構成員の1）がこの入札に係る工事以外の市の工事に関し競争入札の参加資格の制限又は指名停止措置を受けた場合には、市は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項及び第4項に規定する監理技術者

「評価項目等」

工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準及び評価点数

平成 23 年 10 月 21 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
令和 元年 7 月 8 日一部改正
令和 元年 10 月 1 日一部改正
令和 3 年 10 月 19 日一部改正